

## 船員保険の職務上年金部門の積立不足額の償却の在り方について

### 1 積立不足について

財政方式の違いにより、船員保険を労災保険に統合する際（平成21年度末時点）の移換金が約2,100億円必要となり、当該部門に係る積立金が約700億円を除いた約1,400億円が不足。

#### ○ 「船員保険制度の在り方に関する検討会報告書」（平成17年12月14日）

##### ア. 積立不足額の取扱い

- 職務上年金部門の統合に伴い、充足賦課方式による財政運営に移行するに当たっては、既裁定受給者に係る将来の年金給付に要する資金について多額の積立不足が生じることから、これを償却することが必要となる。
- 積立不足の償却に当たっては、保険料負担によるほか、現在船員保険が保有している積立金等を充当することについて、船員保険制度全体で検討する必要がある。これに関しては、積立金は船員保険制度全体で一括して管理されており、その全額を積立不足の償却に充てるべき、との意見がある一方、被保険者の保険料負担に係る積立金については、積立不足の償却に限定すべきでない、との意見もあった。
- また、積立不足を償却するために必要となる船舶所有者の保険料負担を急激に過大なものとしないうえ、積立不足額の償却の期間等について検討する必要がある。

2 検討会報告書を踏まえ、積立不足の償却に当たっては次のような点をどのように考えるか。

○ 異なる制度（財政方式）の統合により発生する積立不足額（平成21年度末時点で約1,400億円）の負担の在り方についてどのように考えるか。

○ 積立不足を縮小させる観点から、船員保険が保有している他部門の積立金及びその他の資産の取扱いをどのように考えるか。

※ 失業部門の統合に係る移換金及び職務外疾病部門等の運営主体に係る費用等が必要ではないか。

○ 船舶所有者の負担を急激に過大なものとしないうために、償却期間及び償却料率をどのように設定するか。

(参考)

◎被保険者数の減少を考慮した償却のための平準保険料率（積立不足額が約1,400億円の場合）

償却期間	15年	20年	25年
基本ケース1	53.5%	41.9%	34.7%
基本ケース2	60.9%	48.0%	40.0%
参考ケース1	46.3%	37.2%	31.3%
参考ケース2	46.4%	38.0%	32.6%

- ※ 基本ケース1：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3.5万人で下げ止まるもの  
 基本ケース2：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3万人で下げ止まるもの  
 参考ケース1：被保険者数は平成27年度に4.5万人まで減少し、そのペースのまま3.5万人まで減少したところ（平成35年度）で下げ止まるもの  
 参考ケース2：被保険者数は平成27年度に4.5万人まで減少し、そのペースのまま3万人まで減少したところ（平成40年度）で下げ止まるもの

◎見直し後の保険料率の例

	現行の保険料率			見直し後の保険料率の例		
健康保険制度 (職務外疾病部門)	9.1%	使用者側 被保険者側	45.5% 45.5%	9.1%	使用者側 被保険者側	45.5% 45.5%
労災保険制度 (職務上疾病・年金部門)	7.2%	使用者側負担	72.0%	3.5% <sup>※1</sup>	使用者側負担	35.0%
雇用保険制度 (失業部門)	1.8%	使用者側 被保険者側	9.0% 9.0%	1.9.5% 8.0%	使用者側 被保険者側	11.5% <sup>※2</sup> 8.0%
福祉事業等	6%	使用者側負担	6.0%	6% <sup>※3</sup>	使用者側負担	6.0%
合計	18.7%	使用者側 被保険者側	132.5% 54.5%	151.5% 53.5%	使用者側 被保険者側	98.0% 53.5%

- ※1 平成14年度～16年度の船員保険の実績に基づき試算した料率。（平成17年11月29日「船員保険制度の在り方検討会」に提出）この料率には、積立不足の償却に係る保険料率は含んでいない。  
 ※2 使用者側の負担には雇用保険三事業分3.5%を含んでいる。  
 ※3 労災保険及び雇用保険については、保険料率に含まれる。